

こがねい未来通信



21

猛暑が続いています。体調にはくれぐれも気を付けてお過ごし下さい。

小金井市では、市民や事業者の皆様と協力しながら3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量やリサイクルにつながるさまざまな取り組みを実施しています。環境省の発表では、平成29年度の市民1人1日当たりのごみの排出量は63・5グラムと人口10万人以上50万人未満の市町村の中で最も少なく、リサイクル率は51・8％と最も高い数値となっています。市民や事業者の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

人口の微増傾向が続く中この水準を保持していくためには、新たな取り組みや市民や事業者の皆様と一体となった取り組みも必要です。平成29年度から、枝木や落葉等の戸別回収を始めたところ、およそ500トンの燃やすごみの減量につながりました。また、フードドライブ事業を実施し、家庭で余っている食品を回収して福祉施設や子ども食堂等で活用しています。ごみの減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる事業者を認定するリサイクル推進協力店は、平成27年度末の8店舗から、平成30年度末は15店舗にまで拡大しました。ごみゼロ化推進員や事業者の皆様のご協力に感謝いたします。

小金井市長
西岡真一郎

消費者コーナー

消費生活相談室
042-384-4909
消費者ホットライン
01888

「保険金を使える」という住宅修理の勧誘にご注意を

訪問販売の業者が来訪し、雨どいなどの破損を指摘し、保険で修理しませんかという勧誘が増えています。事例

数日前、災害を調査している機関を名乗った電話があり「負担額なく屋根の修理ができる」と言われたので自宅に来てもらった。自宅に来た業者は「3年前の大雪で屋根のといがずれている。費用は保険会社から出るのであなたの負担はない。保険会社との交渉はすべて業者が行う」と言われたので、負担額がなくていいかと思いきや、契約書に印鑑を押した。

数日後、保険会社から「保険金の下りる」との連絡があったので業者に通知した。

しかし、一人暮らしなので、本当に修理をしてもよいか、不安になり、離れて住む家族に相談した。契約書は手元がなく、「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらう」と言われたのが不安だ。解約できないか。

相談室から業者に電話をかけて、相談者がかかりの高齢の一人暮らしであること、契約内容に不安をもっていることを伝え、相談者の家族との話し合いを行うように助言しました。

その結果、雨どいの破損は認められたものの、事業者の提案するような高額料金で修理をする必要がないことが分かりました。相談者は保険会社に連絡し、一度支払われた保険金を保険会社に返金しました。工事については、いくつかの業者から相見積もりを取り、工事業者を選定しました。

この事例以外にも、保険で修理できるかと思っていたら、保険金の支払い対象外で、全額自己負担と言われたという場合もあります。対象者が高齢者に偏っていることから、強引な契約であるにもかかわらず、書面を渡してなく、高額な費用になる場合もあります。中には「古くなったところも先日の台風のせいにして、保険金を請求しましょう」と勧誘してくる場合があります。

何か困ったことがありましたら、消費生活相談室までご相談ください。

印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】
登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている方です。ただし、15歳未満の方および成年被後見人の方は、登録できません。

【登録するには】
登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

ただし、本人が、病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面（委任状または代理人選任届）」（ひな形は市ホームページに掲載しています）と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合せください。

※マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください。

【証の交付】
登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であるかを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。

本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証（黄色いカード）を交付します。

なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状（代理人選任届）と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。

【即日印鑑登録できる場合】
本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日印鑑登録できます。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付免許証、許可証、または証明書（運転免許証、パスポート等）を持参したとき

▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署し、登録印を押印したうえで、申請者が本人であると保証したとき（保証人が小金井市以外にお住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書1通が必要となります）

【印鑑登録証明書の交付】
印鑑登録証（黄色いカード）をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

印鑑登録証の機能を載せた

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

※なお、印鑑登録証をお持ちにならないときや申請書の記載に誤りがあるときには、発行できません

【保管にはご注意ください】
印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取り扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

【コンビニ交付サービス】
コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せる申請が必要です。

——◇共通◇——
市民課市民係（市役所第二庁舎1階042-387-9888）

	マイナンバーカード	印鑑登録証 (黄色いカード)
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力（市役所で取得する場合は申請書の記入も必要）	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人